

カートライセンス発給規定

※下線部：変更箇所

改正案	現行規定
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 【略】</p> <p>第4条 カートライセンス申請有効期間 各種ライセンス講習会を受講し資格取得後、30日以内に<u>所定の申請方法により</u> J A F に提出すること。</p> <p style="text-align: center;">第2章 カート競技ライセンス</p> <p>第5条～第6条 【略】</p> <p>第7条 カートドライバーライセンスの新規申請</p> <p>1. 【略】</p> <p>2. 以上のいずれかを満たした者は申請資格取得後、<u>所定の申請方法により</u> J A F に提出するものとする。また、前項1. 1)～3)による申請については、申請資格取得後30日以内に行わなければならない。</p> <p>3. 【略】</p> <p>第8条 【略】</p> <p>第9条 カートドライバーライセンスの上級申請</p> <p>1.～4. 【略】</p> <p>5. 上級申請によりライセンスを取得しようとする者は、所定の書式に次のものを添え、申請者の住所（準加盟／加盟／公認カートクラブおよび加盟／公認カートコース団体が代行するときはその所在地）を管轄する J A F の地方本部または支部へ申請するものとする。</p> <p>1) 本人の写真1枚 : 上半身、脱帽、大きさ3×4 cmのもの。</p> <p>2) J A F 公認競技会に出場のつど、当該競技会の事務局長が<u>認定した</u>、規定回数を満たした<u>記録等</u>。</p> <p>3) 旧ライセンス : 年度内上級の場合は、現有ライセンス。</p> <p>第10条～第13条 【略】</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 【略】</p> <p>第4条 カートライセンス申請有効期間 各種ライセンス講習会を受講し資格取得後、30日以内に<u>所定の申請書に必要事項を漏れなく記入の上</u>、 J A F <u>各地方本部</u> に提出すること。</p> <p style="text-align: center;">第2章 カート競技ライセンス</p> <p>第5条～第6条 【略】</p> <p>第7条 カートドライバーライセンスの新規申請</p> <p>1. 【略】</p> <p>2. 以上のいずれかを満たした者は申請資格取得後、<u>所定の申請書に必要事項を漏れなく記入のうえ</u>、 J A F <u>各地方本部</u> に提出するものとする。また、前項1. 1)～3)による申請については、申請資格取得後30日以内に行わなければならない。</p> <p>3. 【略】</p> <p>第8条 【略】</p> <p>第9条 カートドライバーライセンスの上級申請</p> <p>1.～4. 【略】</p> <p>5. 上級申請によりライセンスを取得しようとする者は、所定の書式に次のものを添え、申請者の住所（準加盟／加盟／公認カートクラブおよび加盟／公認カートコース団体が代行するときはその所在地）を管轄する J A F の地方本部または支部へ申請するものとする。</p> <p>1) 本人の写真1枚 : 上半身、脱帽、大きさ3×4 cmのもの。</p> <p>2) <u>競技会記録カード</u>：<u>所定の書式により</u>、 J A F 公認競技会に出場のつど、当該競技会の事務局長<u>の証印を受け</u>、規定回数を満たした<u>もの</u>。</p> <p>3) 旧ライセンス : 年度内上級の場合は、現有ライセンス。</p> <p>第10条～第13条 【略】</p>

第3章 カートオフィシャルライセンス

第14条～第15条 【略】

第16条 カートオフィシャルライセンスの新規申請

新たにカートオフィシャルライセンスを申請する者は、満18歳以上とし、且つ次の条件のいずれかを満たした者で、所定の申請方法により J A F に提出するものとする。

カートオフィシャルライセンスの取得は3級から始めなければならない。
<3級への新規申請>

1)～2)【略】

また、被推薦者はJ A F 国内カート競技規則集を購入すること。

第17条 カートオフィシャルライセンスの上級申請

1.～2.【略】

3. 監督または役務を行った証明は、その都度、競技会の事務局長が認定した記録等によって証明される。

第18条～第19条 【略】

第20条 カートオフィシャルライセンスの申請

新規にカートオフィシャルライセンスを申請する者は、本規定第3章第1～19条に従いJ A F 所定の書式により申請事項を漏れなく記入し、その住所（準加盟／加盟／公認カートクラブまたは加盟／公認カートコース団体が代行する場合はその所在地）を管轄するJ A F へ提出するものとする。

第21条 【略】

第3章 カートオフィシャルライセンス

第14条～第15条 【略】

第16条 カートオフィシャルライセンスの新規申請

新たにカートオフィシャルライセンスを申請する者は、満18歳以上とし、且つ次の条件のいずれかを満たした者で、所定の申請書に必要事項を漏れなく記入して J A F 各地方本部事務局宛てに提出するものとする。

カートオフィシャルライセンスの取得は3級から始めなければならない。
<3級への新規申請>

1)～2)【略】

また、被推薦者はJ A F 国内カート競技規則集を購入すること。

第17条 カートオフィシャルライセンスの上級申請

1.～2.【略】

3. 監督または役務を行った証明は、その都度、競技会の事務局長がオフィシャルの「役務記録カード」(J A F 所定)に証印することによって証明される。

第18条～第19条 【略】

第20条 カートオフィシャルライセンスの申請

新規にカートオフィシャルライセンスを申請する者は、本規定第3章第1～19条に従いJ A F 所定の書式により申請事項を漏れなく記入し、その住所（準加盟／加盟／公認カートクラブまたは加盟／公認カートコース団体が代行する場合はその所在地）を管轄するJ A F の地方本部または支部へ提出するものとする。

第21条 【略】

第4章 【略】

細則：ゴーカートライセンス

国内カート競技の普及および振興を図るため、以下の通り定める。

1. ～2. 【略】
3. ライセンスの新規申請および必要書類
 - 1) 所定の申請方法により、1. 2) に定めるコースを通じてJAFへ提出する。
 - 2) 【略】
 - 3) 18歳未満の者は、親権者の承諾が必要となる。年齢確認書類は不要とする。ただし、虚偽の申請が判明した時点で失効とする。
 - 4) なお、障がいのある者は、ライセンスを取得する適正についてJAFの審査を受け、承認を得なければならない。
4. 【略】
5. ライセンスの有効期間と更新申請
 - 1) 【略】
 - 2) 更新申請
 - (1) ライセンスの更新申請は、1. 2) に定めるコースにて所定の申請により行うものとする。
 - (2)～(4) 【略】
6. ～7. 【略】
8. 適用
本規則は、2025年4月1日より施行する。

以上

第4章 【略】

細則：ゴーカートライセンス

国内カート競技の普及および振興を図るため、以下の通り定める。

1. ～2. 【略】
3. ライセンスの新規申請および必要書類
 - 1) 所定の申請書に必要事項を漏れなく記入のうえ、1. 2) に定めるコースを通じてJAFへ提出する。
 - 2) 【略】
 - 3) 18歳未満の者は、親権者の承諾が必要となる(申請書に署名)。年齢確認書類は不要とする。ただし、虚偽の申請が判明した時点で失効とする。
 - 4) なお、障がいのある者は、ライセンスを取得する適正についてJAFの審査を受け、承認を得なければならない。
4. 【略】
5. ライセンスの有効期間と更新申請
 - 1) 【略】
 - 2) 更新申請
 - (1) ライセンスの更新申請は、1. 2) に定めるコースにて所定の申請書により行うものとする。
 - (2)～(4) 【略】
6. ～7. 【略】
8. 適用
本規則は、2024年1月1日より施行する。

以上